

## 23 東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月22日 条例第1号  
最終改正  
令和3年2月26日 規則第1号

### (趣 旨)

**第1条** この規則は、東根市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付申請等)

**第2条** 政務活動費（以下「活動費」という。）の交付を受けようとする会派の代表者又は会派に属しない議員（以下「無会派議員」という。）は、毎年度、市長に対し、議長を経由して会派に対する政務活動費交付申請書（様式第1号）又は無会派議員に対する政務活動費交付申請書（様式第1号の2）を提出しなければならない。

2 申請した事項に異動が生じたときは、当該会派の代表者又は無会派議員は、速やかに市長に対し、議長を経由して会派に対する政務活動費変更交付申請書（様式第2号）又は無会派議員に対する政務活動費変更交付申請書（様式第2号の2）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

### (交付決定)

**第3条** 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び無会派議員について交付すべき活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び無会派議員に対し、交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

### (交付請求)

**第4条** 会派の代表者及び無会派議員は、活動費の交付日の10日前までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

### (収支報告書)

**第5条** 条例第8条に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第6号）により提出するものとする。

2 議長は、前項に規定する政務活動費収支報告書の提出を受けたときは、その写しを市長に送付するものとする。

### (会計帳簿等の整理保存)

**第6条** 活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、当該活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収証等の証拠書類を整理し、これらの書類を条例第10条に規定する収支報告書の保存年限まで保管しなければならない。

### (委 任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 2月27日 規則第 2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前にこの規制による改正前の東根市政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

東根市長 あて  
（東根市議会議長経由）

会派名

代表者名

㊞

会派に対する政務活動費交付申請書

東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月 日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

※会派結成届の写し及び所属議員の名簿を添付すること。

様式第1号の2（第2条関係）

年 月 日

東根市長 へ  
（東根市議会議長経由）

議員名 ④

無党派議員に対する政務活動費交付申請書

東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 無党派議員となった日
- 2 交付申請額（ 年度分） 円

年 月 日

東根市長 あて  
（東根市議会議長経由）

会派名

代表者名

㊟

会派に対する政務活動費変更交付申請書

東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額（ 年度 分）			

※異動届の写し及び異動後の所属議員の名簿を添付すること。

様式第2号の2（第2条関係）

年 月 日

東根市長 あて  
（東根市議会議長経由）

議員名 ④

無党派議員に対する政務活動費変更交付申請書

東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
交付申請額（年度分）			

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

東根市長 あて  
（東根市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

会 派 解 散 届

東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第4号（第3条関係）

指令第 号  
年 月 日

殿

東根市長

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額 円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

東根市長 あて  
（東根市議会議長経由）

会派名及び代表者名又は議員名

㊟

政務活動費交付請求書

東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円
- 2 振込先

年 月 日

東根市議会議長 あて

会派名及び代表者名又は議員名

㊟

年度政務活動費収支報告について

東根市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費の収支を報告する。

記

- 1 政務活動の成果
- 2 収 入 政務活動費 円
- 3 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 活 動 費		
資 料 購 入 作 成 費		
広 報 広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

- 4 残 額 円

(注) 1 備考欄には、支出の内訳を記載すること。

2 領収証（写）を添付すること。

※ 会派の場合は、所属議員の名簿を添付する